

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）案について

地方分権一括法案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律（223件）を改正するもの。現在衆議院において審議中。

### 1 鳥獣保護法の改正案

鳥獣保護法においては、以下の改正がなされる見込み。

- 鳥獣保護事業計画において定める事項の変更
- 鳥獣保護事業計画の公表について、義務規定から努力規定に変更
- 特定鳥獣保護管理計画において定める事項の変更
- 特定鳥獣保護管理計画を定める際の利害関係人の意見聴取について、公聴会開催の義務規定を削除
- 指定猟法禁止区域、休猟区の標識の寸法の条例化
- 都道府県が鳥獣保護区を指定する際の公聴会開催について、義務規定から例示化
- その他条ずれ改正

### 2 基本指針案における対応について

鳥獣保護管理小委員会でご議論いただいた基本指針案については、改正法が成立する見込みで作成していたものの、最終の小委員会開催時においても成立の目途が立っていないところ。

このため、地方分権一括法成立前は現行法律と齟齬のない指針して告示することとし、成立後に必要な修正を加えて再度告示することとしたい。

改正法成立見込みの指針については、既にご審議いただいている内容であることから、修正告示についての審議会は行わないことをご了解いただきたい。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 (抜粋)  
 ○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) (抄) (第百八十七条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(鳥獣保護事業計画)                      第四条 (略)</p> <p>2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。                      一 〇七 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項                      (削除)</p> <p>3 鳥獣保護事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>(特定鳥獣保護管理計画)                      第七条 (略)</p> <p>2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする</p>	<p>(鳥獣保護事業計画)                      第四条 (略)</p> <p>2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。                      一 〇七 (略)</p> <p>八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項                      九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項                      十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>(特定鳥獣保護管理計画)                      第七条 (略)</p> <p>2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする</p>

る。

一〇六 (略)

(削除)

3 | 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 | (略)

5 | 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

6・7 | (略)

8 | 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 (略)

2〇13 | (略)

14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したとき

る。

一〇六 (略)

七 | その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

3 | (略)

4 | 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴かなければならない。

5・6 | (略)

7 | 第四条第三項及び第四項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 (略)

2〇13 | (略)

14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関が環境大臣に協議をしたとき若しくは地方公共団

は、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要しない。

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条（略）

2・5（略）

6 第二条第六項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

（特定鳥獣に係る特例）

第十四条（略）

2・3（略）

4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

体が環境大臣に協議しその同意を得たときは、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要しない。

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条（略）

2・5（略）

6 第二条第六項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第三項及び第七条第四項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

（特定鳥獣に係る特例）

第十四条（略）

2・3（略）

4 第四条第三項、第七条第四項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(指定猟法禁止区域)

第十五条 (略)

25 12 (略)

13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

14 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

(鳥獣保護区)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日(都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間)を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の

(指定猟法禁止区域)

第十五条 (略)

25 12 (略)

13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(鳥獣保護区)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の

意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣にあつては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあつては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

7・8 (略)

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7・8 (略)

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第三項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第三項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

<p>3 地方公共団体は、次に掲げる場合にあつては環境大臣に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては環境大臣に協議して、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。</p> <p>一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>二 当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>4 都道府県以外の地方公共団体は、前項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては都道府県知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては都道府県知事に協議して、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。</p> <p>5 都道府県が第一項の規定による保全事業を行う場合において第三項各号に掲げる場合に該当するとき又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合は、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>6 (略)</p> <p>(特別保護地区)</p> <p>第二十九条 (略)</p>	<p>3 地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。</p> <p>4 都道府県以外の地方公共団体は、都道府県知事に協議し、その同意を得て、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。</p> <p>5 都道府県が第一項の規定による保全事業を行い、又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合において、次に掲げるときは、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>二 当該保全事業として第九条第一項第三号に規定する環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>6 (略)</p> <p>(特別保護地区)</p> <p>第二十九条 (略)</p>
--	---

<p>2・3 (略)</p>	<p>4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、<u>第四条第四項</u>及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（<u>第四条第四項</u>の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 〃 10 (略)</p>	<p>(休猟区の指定)</p>
<p>第三十四条 (略)</p>	<p>2 〃 4 (略)</p>
<p>5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、当該休猟区の区域内に</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、<u>第四条第三項</u>及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（<u>第四条第三項</u>の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項及び第十三項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>(休猟区の指定)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 〃 4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、<u>環境省令</u>で定めるとこ</p>

これを表示する標識を設置しなければならない。

6 前項の標識に関し必要な事項（当該標識の寸法を除く。）は、環境省令で定める。

7 第五項の標識の寸法は、環境省令で定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。

（特定猟具使用禁止区域等）

第三十五条（略）

25 11（略）

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第七項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第十一項各号」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

るにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

（特定猟具使用禁止区域等）

第三十五条（略）

25 11（略）

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第五項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第十一項各号」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。